

佐伯市土木設計業務等委託契約約款運用基準(平成23年佐伯市告示第217号)新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
○佐伯市土木設計業務等委託契約約款運用基準 平成23年12月27日 告示第217号 佐伯市土木設計業務等委託契約約款運用基準(平成17年佐伯市告示第7号)の全部を改正する。 (略) 第35条関係 (1) 第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないこと。 (2) 前払金の変更を伴わない履行期間の変更をする場合においては、発注者が保証事業会社(西日本建設業保証株式会社及び東日本建設業保証株式会社に限る。)に履行期間の変更を通知するだけで保証期間が自動的に変更後の履行期間に変更され、新たな保証証書は交付されないで、受注者は保証証書を寄託し直す必要はない。 (3) 第4項の場合においては、受注者に保証事業会社への通知をしよう指導すること。 (略)	○佐伯市土木設計業務等委託契約約款運用基準 平成23年12月27日 告示第217号 佐伯市土木設計業務等委託契約約款運用基準(平成17年佐伯市告示第7号)の全部を改正する。 第35条関係 (1) 第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないこと。 (2) 前払金の変更を伴わない履行期間の変更をする場合においては、発注者が保証事業会社(西日本建設業保証株式会社及び東日本建設業保証株式会社に限る。)に履行期間の変更を通知するだけで保証期間が自動的に変更後の履行期間に変更され、新たな保証証書は交付されないで、受注者は保証証書を寄託し直す必要はない。 (3) 第3項の場合においては、受注者に保証事業会社への通知をしよう指導すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の佐伯市土木設計業務等委託契約約款運用基準の規定は、令和7年5月1日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

(略)

附 則